

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

アメリカにおける可視化～法制度としての可視化

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

アメリカ留学中に会った弁護士・裁判官のほとんどすべての方々に、こんな質問を投げかけた。

「取調べの録音・録画はどの程度されていますか？」

答えは「ほとんどすべての事件だ」というものだった。

実際、筆者はサンフランシスコ市のパブリックディフェンダーオフィス（公設弁護人事務所）でインターンの機会を得たが、そこで見たすべての事件で被疑者取調べは（録音のみのものも含めて）可視化されていた^{※1}。

そこで、「なるほど、すべての事件で録音・録画が義務付けられているのか。」と考へて、法律を調べてみることにした。そうすると、実はそうではないことがわかる。法律上は決してすべての事件で録音・録画が義務付けられているわけではない。その意味では、我が国と状況はさほど変わらない。

アメリカの中でも、全事件・全過程の録音・録画を義務付ける法律を定めている州はさほど多くない。むしろ、録音・録画に関する法制度が全く存在しない州もある^{※2}。では、なぜ多くの弁護士が「ほとんどすべての事件だ」と答えるのであろうか。それは、警察の内規、実務上の慣行として録音・録画が行われているからである。

次なる疑問は、「法律で義務付けられてもいないのに、なぜ警察は可視化しているのだ？」というものである。もちろん、その答えは回答者によって、まちまちである。しかし、容易に想像できることは、「捜査機関側が、可視化していなければ任意性が立証できないと考えているから」

※1 ただし、筆者が所属していたのはfelony（重罪）部門であったため、misdemeanor（軽罪）部門の状況については不明と言わざるをえない。ちなみに、被害者や目撃者の取調べもほぼ全てが録音されていた。同事務所内には、その録音媒体をひたすら反読する部署があり、スタッフが黙々と反読書を作っているところはしばしば目にする事となった。

※2 指宿信・被疑者取調べ録画制度の最前線〔法律文化社、2016年〕174頁参照

である^{※3}。

実際、カリフォルニア州、特にサンフランシスコ市における無罪率は驚くほど高い。例えば、サンフランシスコパブリックディフェンダーオフィスで2016年に扱われた陪審裁判（重罪事件）のうち、実に61%が実質的に無罪となっている^{※4}。その原因は、種々想定しうる。しかし、陪審に選ばれる市民が捜査機関（国家権力）を信用していないという傾向にあることが、大きな要因を占めているように思われる。つまり、検察官・捜査機関にとって、サンフランシスコ市は有罪立証の最難関地域といえるのである^{※5}。そうなれば当然、自白の任意性・信用性判断は捜査機関にとって厳しいものとなっていく。結果、任意性・信用性を立証するためには、客観的証拠（記録媒体）が必要となり、必然的に（法律がなくとも）録音・録画が実施されていくということになる。

このような認識は、アメリカ全土へと広がっている。アメリカにも「ミスター可視化」は存在する。リチャード・レオ教授（サンフランシスコ大学）である。彼の著書によれば、イノセンスプロジェクトの取組、特にDNAによる科学的証明としての雪冤が大々的に報じられたことが、

※3 もちろん、取調官に言わせれば、「変な言いがかりをつけられないため」、「自分の身を守るための武器」という表現になるのであろう。

※4 無罪評決以外に評決不能や公訴取下も含んだ数字である。アメリカでは全事件の約95%が自己負罪型の司法取引（有罪答弁）により終了するため、日本の無罪率とはその前提が大きく異なる。比較すべきは、否認事件における無罪率であろう。しかし、それでもこの無罪率は我が国のそれと比べれば、圧倒的に高い。

※5 その一方で隣のサンマテオ郡の弁護士に言わせれば、同郡は弁護人にとって無罪獲得の最難関地域とのことであつた。ここにアメリカの刑事司法制度の面白さも垣間見える。

※6 Richard A. Leo・Police Interrogation and American Justice [Harvard University Press, 2008年]はアメリカの可視化の状況をまとめた代表的な書籍である。本書は邦訳されていないが、同教授の書籍には邦訳されているものもある（スティーブン・A・ドリズイン、リチャード・A・レオ著、伊藤和子訳・なぜ無実の人が自白するのか〔日本評論社、2008年〕）

1990年代中盤以降の可視化推進論への非常に強力なインパクトであったと分析している。このイノセンスプロジェクトによる、DNAを用いた誤判救済活動は、科学的に別の犯人が存在していることを示した。その事実は、被告人の単なる「無罪」ではなく「無実」をも明らかにした。そして同時に、「無実」の人間が、自らの罪（しかも、殺人などの重罪）を、事実に反して認めることがあるということも証明した。しかも、それは偶発的に起きた特異な数件ではなく、100件を超える事件で起きた現象であった。つまり、このことは同時に、アメリカの司法制度が、一定数の虚偽自白を構造的に生み出すものであることも明らかにしたのである。その結果、可視化必要論が、全米に広がることになる。

さて、では我が国ではどうだろうか。我が国の可視化対象事件の範囲は、カリフォルニア州のそれよりもはるかに広^{※7}い。州によっては、日本の方が広いところも稀ではない。しかし、^{※8}実際の実施率はおそらくアメリカの方が高い。その差異は、無罪率、雪冤数、弁護人の質、供給体制など、実務的なファクターから導かれるものが多いように思われる。この点は、我が国にとっても極めて示唆に富むもので

※7 カリフォルニア州は、2013年に初めて録音・録画を義務付ける法律が制定されたが、対象事件は少年事件かつ殺人事件という限定的なものであった。その後、2017年には成人の殺人事件も含む形に改正されている。

※8 なお、近時我が国の捜査機関においても、一部可視化を含めれば相当程度実施されていることについては、月報4月号等を参照されたい。

ある。

我が国の可視化対象事件は、全体の2%とも言われ、その範囲の狭さを嘆く向きもある。もちろん、今後見直しを踏まえて、この割合を増やしていくことに全く異論はないし、そうあるべきである。しかし、今我々がやるべきことは、対象事件の少なさを嘆くことではない。虚偽自白の疑いのある事件では、これを徹底して争い、その虚偽自白を排除することである。そして、我が国の刑事司法が、どれほど虚偽自白を生みやすい、すなわち冤罪を生みやすい構造的問題を抱えているかを明らかにすることである。そうすることで、アメリカと同様のルートで、可視化が事実上、全件へと広がっていくことは十分にありうることである。

そして、それを実現するための方法は、弁護実践以外にない。我々は、既に強力な武器を手に入れている。それはすべての捜査機関が録音・録画設備を既に有しているということである。彼らは、もはや「やろうと思えばできる。」のである。徹底した可視化申入れ、そして万一虚偽自白を取られてしまった場合には、供述分析等の手法も駆使した弁護活動を積み重ねていくことが肝要である。

次回以降では、カリフォルニア州以外の可視化の状況（特にニューヨーク市）、近時我が国ではホットトピックである実質証拠の問題がアメリカにはあるのかなのか、その議論状況等を紹介したい。